

令和元年第4回安城市議会定例会

議案書

(令和元年12月2日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 1 2 9 号議案	安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
第 1 3 0 号議案	安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
第 1 3 1 号議案	安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
第 1 3 2 号議案	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 5
第 1 3 3 号議案	安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
第 1 3 4 号議案	安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
第 1 3 5 号議案	安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
第 1 3 6 号議案	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 7
第 1 3 7 号議案	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4 3
第 1 3 8 号議案	令和元年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について	別冊
第 1 3 9 号議案	令和元年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 1 4 0 号議案	令和元年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	別冊
第 1 4 1 号議案	指定管理者の指定について（安城市虹の家）	4 5

第129号議案

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、市議会議員の期末手当を改定する必要があるため。

第130号議案

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和37
年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改め
る。

第2条 安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次
のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月
1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費
に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日
から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の
安城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて
支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定を踏まえ、特別職の職員で常勤のものゝ期末手当を改定する必要があるため。

第131号議案

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安城市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第22条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500

13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		

再任用 職員以 外の職 員	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600	381,600				
95		295,200	343,100	382,200				
96		295,600	343,500	382,800				
97		295,800	343,700	383,500				
98		296,100	344,100	384,100				
99		296,500	344,500	384,700				
100		296,900	344,800	385,300				
101		297,100	345,100	386,000				
102		297,400	345,500	386,600				
103		297,800	345,900	387,200				
104		298,100	346,300	387,800				
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					

	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000	350,400						
	115		301,300	350,800						
	116		301,700	351,200						
	117		301,900	351,700						
	118		302,100	352,100						
	119		302,400	352,500						
	120		302,700	352,900						
	121		303,100	353,400						
	122		303,300	353,800						
	123		303,600	354,200						
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 安城市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「27,000円」を「28,000円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附則第2条第2項中「100分の10.5」を「100分の8.5」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表（附則第2条関係）

市費負担教員給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	163,800	180,000
2	165,400	182,200
3	166,900	184,300
4	168,400	186,600
5	170,100	188,600

6	1 7 2, 0 0 0	1 9 0, 9 0 0
7	1 7 3, 9 0 0	1 9 3, 1 0 0
8	1 7 5, 7 0 0	1 9 5, 4 0 0
9	1 7 7, 5 0 0	1 9 7, 6 0 0
10	1 7 9, 6 0 0	2 0 0, 5 0 0
11	1 8 1, 7 0 0	2 0 3, 3 0 0
12	1 8 3, 7 0 0	2 0 6, 0 0 0
13	1 8 5, 7 0 0	2 0 8, 9 0 0
14	1 8 7, 9 0 0	2 1 0, 6 0 0
15	1 9 0, 2 0 0	2 1 2, 3 0 0
16	1 9 2, 4 0 0	2 1 4, 0 0 0
17	1 9 4, 7 0 0	2 1 5, 9 0 0
18	1 9 7, 3 0 0	2 1 7, 5 0 0
19	1 9 9, 9 0 0	2 1 9, 2 0 0
20	2 0 2, 4 0 0	2 2 0, 9 0 0
21	2 0 5, 0 0 0	2 2 2, 7 0 0
22	2 0 6, 7 0 0	2 2 4, 7 0 0
23	2 0 8, 5 0 0	2 2 6, 6 0 0
24	2 1 0, 2 0 0	2 2 8, 6 0 0
25	2 1 1, 8 0 0	2 3 0, 1 0 0
26	2 1 3, 2 0 0	2 3 2, 1 0 0
27	2 1 4, 8 0 0	2 3 4, 2 0 0
28	2 1 6, 4 0 0	2 3 6, 2 0 0
29	2 1 8, 1 0 0	2 3 8, 1 0 0
30	2 1 9, 9 0 0	2 4 0, 8 0 0
31	2 2 1, 6 0 0	2 4 3, 6 0 0
32	2 2 3, 3 0 0	2 4 6, 4 0 0
33	2 2 4, 7 0 0	2 4 9, 0 0 0
34	2 2 6, 4 0 0	2 5 1, 9 0 0

35	2 2 8, 1 0 0	2 5 4, 6 0 0
36	2 2 9, 9 0 0	2 5 7, 3 0 0
37	2 3 1, 3 0 0	2 5 9, 9 0 0
38	2 3 3, 1 0 0	2 6 2, 3 0 0
39	2 3 4, 8 0 0	2 6 4, 9 0 0
40	2 3 6, 5 0 0	2 6 7, 3 0 0
41	2 3 8, 2 0 0	2 6 9, 9 0 0
42	2 3 9, 9 0 0	2 7 2, 4 0 0
43	2 4 1, 6 0 0	2 7 4, 6 0 0
44	2 4 3, 2 0 0	2 7 6, 9 0 0
45	2 4 4, 9 0 0	2 7 9, 0 0 0
46	2 4 6, 5 0 0	2 8 1, 3 0 0
47	2 4 7, 8 0 0	2 8 3, 5 0 0
48	2 4 9, 2 0 0	2 8 5, 5 0 0
49	2 5 0, 5 0 0	2 8 7, 8 0 0
50	2 5 1, 9 0 0	2 8 9, 8 0 0
51	2 5 3, 3 0 0	2 9 1, 7 0 0
52	2 5 4, 6 0 0	2 9 3, 8 0 0
53	2 5 5, 7 0 0	2 9 5, 5 0 0
54	2 5 7, 1 0 0	2 9 7, 9 0 0
55	2 5 8, 4 0 0	3 0 0, 2 0 0
56	2 5 9, 4 0 0	3 0 2, 8 0 0
57	2 6 0, 6 0 0	3 0 4, 8 0 0
58	2 6 1, 8 0 0	3 0 7, 3 0 0
59	2 6 3, 0 0 0	3 0 9, 6 0 0
60	2 6 4, 2 0 0	3 1 2, 2 0 0
61	2 6 5, 6 0 0	3 1 4, 6 0 0
62	2 6 6, 4 0 0	3 1 7, 0 0 0
63	2 6 7, 7 0 0	3 1 9, 4 0 0

64	2 6 8, 6 0 0	3 2 1, 6 0 0
65	2 6 9, 6 0 0	3 2 3, 9 0 0
66	2 7 1, 1 0 0	3 2 5, 9 0 0
67	2 7 2, 2 0 0	3 2 8, 0 0 0
68	2 7 3, 5 0 0	3 3 0, 0 0 0
69	2 7 5, 1 0 0	3 3 2, 0 0 0
70	2 7 6, 7 0 0	3 3 4, 1 0 0
71	2 7 8, 0 0 0	3 3 6, 3 0 0
72	2 7 9, 4 0 0	3 3 8, 3 0 0
73	2 8 0, 5 0 0	3 4 0, 5 0 0
74	2 8 1, 5 0 0	
75	2 8 2, 7 0 0	
76	2 8 3, 8 0 0	
77	2 8 5, 0 0 0	
78	2 8 6, 1 0 0	
79	2 8 7, 3 0 0	
80	2 8 8, 6 0 0	
81	2 8 9, 8 0 0	
82	2 9 0, 7 0 0	
83	2 9 1, 9 0 0	
84	2 9 3, 2 0 0	
85	2 9 4, 1 0 0	
86	2 9 5, 0 0 0	
87	2 9 5, 7 0 0	
88	2 9 6, 8 0 0	
89	2 9 7, 8 0 0	
90	2 9 8, 7 0 0	
91	2 9 9, 6 0 0	
92	3 0 0, 4 0 0	

93	3 0 0, 7 0 0	
94	3 0 1, 5 0 0	
95	3 0 2, 2 0 0	
96	3 0 3, 0 0 0	
97	3 0 3, 8 0 0	
98	3 0 4, 6 0 0	
99	3 0 5, 5 0 0	
100	3 0 6, 2 0 0	
101	3 0 7, 1 0 0	
102	3 0 7, 6 0 0	
103	3 0 8, 1 0 0	
104	3 0 8, 6 0 0	
105	3 0 8, 8 0 0	
106	3 0 9, 2 0 0	
107	3 0 9, 6 0 0	
108	3 0 9, 8 0 0	
109	3 1 0, 0 0 0	
110	3 1 0, 2 0 0	
111	3 1 0, 5 0 0	
112	3 1 0, 8 0 0	
113	3 1 1, 0 0 0	
114	3 1 1, 2 0 0	
115	3 1 1, 4 0 0	
116	3 1 1, 7 0 0	
117	3 1 2, 0 0 0	
118	3 1 2, 3 0 0	
119	3 1 2, 6 0 0	
120	3 1 2, 9 0 0	
121	3 1 3, 1 0 0	

122	313, 300	
123	313, 500	
124	313, 900	
125	314, 200	

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の安城市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第22条第2項第1号の規定は令和元年12月1日から適用する。この場合において、同日から同月13日までの間における同号の規定の適用については、同号中「退職し」とあるのは、「退職し、若しくは失職し」とする。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の安城市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 安城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年安城市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条ただし書中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

附則第2条の見出し及び同条第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に伴う国家公務員の給与の改定に準じ市費負担教員以外の職員の給与を改定し、及び愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ市費負担教員の給与を改定する必要があるため。

第132号議案

安城市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

特定非営利活動法人ハッピースマイル わかば	安城市横山町下毛賀知151番地
--------------------------	-----------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

－提案理由－

この案を提出したのは、個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴い、必要があるため。

第133号議案

安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成27年安城市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、安城市高齢者地域生活支援促進事業基金の設置を継続させる上で必要があるため。

第134号議案

安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

安城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第12条」に、「第17条—第21条」を「第13条—第17条」に、「第22条」を「第18条」に改める。

第1条中「昭和48年政令第374号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第10条の見出し中「方法」を「等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第11条第3項中「第14条」を「令第9条」に改める。

第13条から第16条までを削る。

第4章中第17条を第13条とし、第18条を第14条とする。

第19条第1項中「第17条第1項各号」を「第13条第1項各号」に改め、同条を第15条とし、第20条を第16条とし、第21条を第17条とする。

第5章中第22条を第18条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、必要があるため。

第135号議案

安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例（平成20年安城市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号及び第4号並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条第2項中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改め、同条第4項中「次条において同じ。）から」を「次条第2項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第13条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

給料表

単位 円

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	160,700	176,500
2	162,200	178,600
3	163,700	180,800

4	1 6 5, 2 0 0	1 8 3, 0 0 0
5	1 6 6, 8 0 0	1 8 5, 0 0 0
6	1 6 8, 7 0 0	1 8 7, 2 0 0
7	1 7 0, 5 0 0	1 8 9, 4 0 0
8	1 7 2, 3 0 0	1 9 1, 6 0 0
9	1 7 4, 0 0 0	1 9 3, 8 0 0
10	1 7 6, 1 0 0	1 9 6, 6 0 0
11	1 7 8, 1 0 0	1 9 9, 3 0 0
12	1 8 0, 2 0 0	2 0 2, 0 0 0
13	1 8 2, 1 0 0	2 0 4, 9 0 0
14	1 8 4, 3 0 0	2 0 6, 6 0 0
15	1 8 6, 5 0 0	2 0 8, 2 0 0
16	1 8 8, 7 0 0	2 0 9, 9 0 0
17	1 9 0, 9 0 0	2 1 1, 7 0 0
18	1 9 3, 5 0 0	2 1 3, 3 0 0
19	1 9 6, 0 0 0	2 1 5, 0 0 0
20	1 9 8, 5 0 0	2 1 6, 6 0 0
21	2 0 1, 0 0 0	2 1 8, 4 0 0
22	2 0 2, 7 0 0	2 2 0, 3 0 0
23	2 0 4, 5 0 0	2 2 2, 2 0 0
24	2 0 6, 2 0 0	2 2 4, 1 0 0
25	2 0 7, 7 0 0	2 2 5, 6 0 0
26	2 0 9, 1 0 0	2 2 7, 7 0 0
27	2 1 0, 7 0 0	2 2 9, 7 0 0
28	2 1 2, 2 0 0	2 3 1, 7 0 0
29	2 1 3, 9 0 0	2 3 3, 5 0 0
30	2 1 5, 6 0 0	2 3 6, 2 0 0
31	2 1 7, 3 0 0	2 3 8, 9 0 0
32	2 1 9, 0 0 0	2 4 1, 6 0 0

33	2 2 0, 3 0 0	2 4 4, 2 0 0
34	2 2 2, 0 0 0	2 4 7, 0 0 0
35	2 2 3, 7 0 0	2 4 9, 6 0 0
36	2 2 5, 4 0 0	2 5 2, 4 0 0
37	2 2 6, 8 0 0	2 5 4, 9 0 0
38	2 2 8, 6 0 0	2 5 7, 3 0 0
39	2 3 0, 3 0 0	2 5 9, 8 0 0
40	2 3 2, 0 0 0	2 6 2, 1 0 0
41	2 3 3, 6 0 0	2 6 4, 7 0 0
42	2 3 5, 3 0 0	2 6 7, 1 0 0
43	2 3 6, 9 0 0	2 6 9, 3 0 0
44	2 3 8, 5 0 0	2 7 1, 5 0 0
45	2 4 0, 2 0 0	2 7 3, 6 0 0
46	2 4 1, 7 0 0	2 7 5, 9 0 0
47	2 4 3, 0 0 0	2 7 8, 1 0 0
48	2 4 4, 4 0 0	2 8 0, 0 0 0
49	2 4 5, 6 0 0	2 8 2, 3 0 0
50	2 4 7, 0 0 0	2 8 4, 2 0 0
51	2 4 8, 4 0 0	2 8 6, 1 0 0
52	2 4 9, 6 0 0	2 8 8, 1 0 0
53	2 5 0, 7 0 0	2 8 9, 8 0 0
54	2 5 2, 2 0 0	2 9 2, 1 0 0
55	2 5 3, 4 0 0	2 9 4, 4 0 0
56	2 5 4, 4 0 0	2 9 6, 9 0 0
57	2 5 5, 6 0 0	2 9 9, 0 0 0
58	2 5 6, 8 0 0	3 0 1, 4 0 0
59	2 5 7, 9 0 0	3 0 3, 6 0 0
60	2 5 9, 1 0 0	3 0 6, 2 0 0
61	2 6 0, 5 0 0	3 0 8, 5 0 0

62	2 6 1, 3 0 0	3 1 0, 9 0 0
63	2 6 2, 5 0 0	3 1 3, 2 0 0
64	2 6 3, 4 0 0	3 1 5, 4 0 0
65	2 6 4, 4 0 0	3 1 7, 6 0 0
66	2 6 5, 8 0 0	3 1 9, 6 0 0
67	2 6 6, 9 0 0	3 2 1, 6 0 0
68	2 6 8, 2 0 0	3 2 3, 8 0 0
69	2 6 9, 8 0 0	3 2 5, 7 0 0
70	2 7 1, 3 0 0	3 2 7, 8 0 0
71	2 7 2, 6 0 0	3 2 9, 9 0 0
72	2 7 4, 0 0 0	3 3 1, 9 0 0
73	2 7 5, 1 0 0	3 3 4, 0 0 0
74	2 7 6, 1 0 0	
75	2 7 7, 3 0 0	
76	2 7 8, 4 0 0	
77	2 7 9, 6 0 0	
78	2 8 0, 7 0 0	
79	2 8 1, 9 0 0	
80	2 8 3, 1 0 0	
81	2 8 4, 3 0 0	
82	2 8 5, 2 0 0	
83	2 8 6, 4 0 0	
84	2 8 7, 6 0 0	
85	2 8 8, 5 0 0	
86	2 8 9, 4 0 0	
87	2 9 0, 1 0 0	
88	2 9 1, 1 0 0	
89	2 9 2, 1 0 0	
90	2 9 3, 0 0 0	

91	2 9 3, 9 0 0	
92	2 9 4, 8 0 0	
93	2 9 5, 1 0 0	
94	2 9 5, 8 0 0	
95	2 9 6, 5 0 0	
96	2 9 7, 3 0 0	
97	2 9 8, 1 0 0	
98	2 9 8, 9 0 0	
99	2 9 9, 7 0 0	
100	3 0 0, 4 0 0	
101	3 0 1, 3 0 0	
102	3 0 1, 8 0 0	
103	3 0 2, 3 0 0	
104	3 0 2, 8 0 0	
105	3 0 3, 0 0 0	
106	3 0 3, 4 0 0	
107	3 0 3, 7 0 0	
108	3 0 3, 9 0 0	
109	3 0 4, 1 0 0	
110	3 0 4, 3 0 0	
111	3 0 4, 6 0 0	
112	3 0 4, 9 0 0	
113	3 0 5, 1 0 0	
114	3 0 5, 3 0 0	
115	3 0 5, 5 0 0	
116	3 0 5, 8 0 0	
117	3 0 6, 1 0 0	
118	3 0 6, 4 0 0	
119	3 0 6, 7 0 0	

120	307,000	
121	307,200	
122	307,400	
123	307,600	
124	307,900	
125	308,200	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は平成31年4月1日から、改正後の条例第13条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。この場合において、同日から同月13日までの間における同項の規定の適用については、同項中「退職し」とあるのは、「退職し、若しくは失職し」とする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

－提案理由－

この案を提出したのは、愛知県人事委員会勧告に伴う県費負担教員の給与の改定に準じ、市費負担教員の給与を改定等する必要があるため。

第 1 3 6 号議案

安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年 1 2 月 2 日提出

安城市長 神 谷 学

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第 2 9 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項及び建築物省エネ法第 3 1 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第 2 9 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	申請 1 件につき （1）建築物省エネ法第 3 0 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することについて市長が定める審査機関（以下この表において「計画適合性確認機関」という。）が証する書類が添付されている場合 ア 1 戸建て住宅 イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数	5, 2 0 0 円
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

が	
(ア) 1のもの	5, 200円
(イ) 2以上5以下の もの	10, 300円
(ウ) 6以上10以下 のもの	17, 500円
(エ) 11以上25以 下のもの	29, 100円
(オ) 26以上50以 下のもの	48, 800円
(カ) 51以上100 以下のもの	87, 300円
(キ) 101以上20 0以下のもの	138, 100円
(ク) 201以上30 0以下のもの	174, 400円
(ケ) 301以上のも の	186, 100円
ウ 1棟全体について 申請するときの共同 住宅等で、総戸数が	
(ア) 1のもの	5, 200円
(イ) 2以上5以下の もの	10, 300円
(ウ) 6以上10以下 のもの	17, 500円
(エ) 11以上25以 下のもの	29, 100円
(オ) 26以上50以 下のもの	48, 800円
(カ) 51以上100 以下のもの	87, 300円

(キ) 101以上200以下のもの	138,100円
(ク) 201以上300以下のもの	174,400円
(ケ) 301以上のもの	186,100円
エ 住宅以外の建築物で、延べ面積が	
(ア) 300平方メートル以内のもの	10,300円
(イ) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	218,000円
(2) 前号に掲げる場合以外の場合	

ア	1戸建て住宅	37,100円
イ	住戸のみについて 申請するときの共同 住宅等で、申請戸数 が	
(ア)	1のもの	37,100円
(イ)	2以上5以下の もの	74,900円
(ウ)	6以上10以下 のもの	105,400円
(エ)	11以上25以 下のもの	148,300円
(オ)	26以上50以 下のもの	213,000円
(カ)	51以上100 以下のもの	305,200円
(キ)	101以上20 0以下のもの	413,500円
(ク)	201以上30 0以下のもの	542,100円
(ケ)	301以上のも の	636,500円
ウ	1棟全体について 申請するときの共同 住宅等で、総戸数が	
(ア)	1のもの	37,100円
(イ)	2以上5以下の もの	74,900円
(ウ)	6以上10以下 のもの	105,400円
(エ)	11以上25以 下のもの	148,300円

(オ) 26以上50以下のもの	213,000円
(カ) 51以上100以下のもの	305,200円
(キ) 101以上200以下のもの	413,500円
(ク) 201以上300以下のもの	542,100円
(ケ) 301以上のもの	636,500円
エ 住宅以外の建築物で	
(ア) 建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの延べ面積が	
a 300平方メートル以内のもの	95,000円
b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円
c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内	257,900円

	のもの	
d	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
e	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円
f	25,000平方メートルを超えるもの	474,800円
	(イ) (ア) 以外のものの延べ面積が	
a	300平方メートル以内のもの	248,400円
b	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
c	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円
d	5,000平方メートルを超え10,000	706,300円

	<p>平方メートル以内のもの</p> <p>e 10,000 834,900円</p> <p>平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p> <p>f 25,000 952,400円</p> <p>平方メートルを超えるもの</p>	
建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	<p>申請1件につき</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することについて計画適合性確認機関が証する書類が添付されている場合</p> <p>ア 1戸建て住宅 3,200円</p> <p>イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が</p> <p>(ア) 1のもの 3,200円</p> <p>(イ) 2以上5以下のもの 6,200円</p> <p>(ウ) 6以上10以下のもの 10,500円</p> <p>(エ) 11以上25以下のもの 17,500円</p> <p>(オ) 26以上50以下のもの 29,300円</p> <p>(カ) 51以上100 52,400円</p>	

	以下のもの	
(キ)	101以上200以下のもの	82,900円
(ク)	201以上300以下のもの	104,700円
(ケ)	301以上のもの	111,700円
ウ	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が	
(ア)	1のもの	3,200円
(イ)	2以上5以下のもの	6,200円
(ウ)	6以上10以下のもの	10,500円
(エ)	11以上25以下のもの	17,500円
(オ)	26以上50以下のもの	29,300円
(カ)	51以上100以下のもの	52,400円
(キ)	101以上200以下のもの	82,900円
(ク)	201以上300以下のもの	104,700円
(ケ)	301以上のもの	111,700円
エ	住宅以外の建築物で、延べ面積が	
(ア)	300平方メートル以内のもの	6,200円
(イ)	300平方メー	17,500円

トルを超え2,000平方メートル以内のもの	
(ウ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,400円
(エ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円
(オ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700円
(カ) 25,000平方メートルを超えるもの	130,800円
(2) 前号に掲げる場合以外の場合	
ア 1戸建て住宅	19,200円
イ 住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、申請戸数が	
(ア) 1のもの	19,200円
(イ) 2以上5以下のもの	38,500円
(ウ) 6以上10以下のもの	54,500円
(エ) 11以上25以	77,100円

	下のもの	
(オ)	26以上50以	111,400円
	下のもの	
(カ)	51以上100	161,300円
	以下のもの	
(キ)	101以上20	220,600円
	0以下のもの	
(ク)	201以上30	288,500円
	0以下のもの	
(ケ)	301以上のも	336,900円
	の	
ウ	1棟全体について	
	申請するときの共同	
	住宅等で、総戸数が	
(ア)	1のもの	19,200円
(イ)	2以上5以下の	38,500円
	もの	
(ウ)	6以上10以下	54,500円
	のもの	
(エ)	11以上25以	77,100円
	下のもの	
(オ)	26以上50以	111,400円
	下のもの	
(カ)	51以上100	161,300円
	以下のもの	
(キ)	101以上20	220,600円
	0以下のもの	
(ク)	201以上30	288,500円
	0以下のもの	
(ケ)	301以上のも	336,900円
	の	
エ	住宅以外の建築物	

で

(ア) 建築物全体が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの延べ面積が

a	300平方メートル以内のもの	48,600円
b	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円
c	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	137,700円
d	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円
e	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円

	f 25,000 平方メートルを 超えるもの	259,300円
	(イ) (ア) 以外のもの の延べ面積が	
	a 300平方メ ートル以内のも の	125,200円
	b 300平方メ ートルを超え2 ,000平方メ ートル以内のも の	203,800円
	c 2,000平 方メートルを超 え5,000平 方メートル以内 のもの	295,500円
	d 5,000平 方メートルを超 え10,000 平方メートル以 内のもの	367,100円
	e 10,000 平方メートルを 超え25,00 0平方メートル 以内のもの	435,000円
	f 25,000 平方メートルを 超えるもの	498,200円

別表第4備考第1項各号中「備考第10項」を「備考第12項」に改め、同表備

考第5項第1号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
87,300円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
138,100円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
174,400円

カ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

別表第4備考第5項第2号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
87,300円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
138,100円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
174,400円

カ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

別表第4備考第6項第1号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
304,500円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
390,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
467,200円

カ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

別表第4備考第6項第2号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
257,900円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合

336,800円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
合 404,700円

カ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

別表第4備考第6項第3号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
573,400円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
706,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
合 834,900円

カ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

別表第4備考中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項第1号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
161,000円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
209,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
合 251,100円

カ 25,000平方メートルを超える場合 293,900円

別表第4備考第8項第2号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
137,700円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
182,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
合 219,900円

カ 25,000平方メートルを超える場合 259,300円

別表第4備考第8項第3号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
295,500円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
367,100円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
435,000円

カ 25,000平方メートルを超える場合 498,200円

別表第4備考中第8項を第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

別表第4備考中第7項第1号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
52,400円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
82,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
104,700円

カ 25,000平方メートルを超える場合 130,800円

別表第4備考中第7項第2号イ中「超える」を「超え2,000平方メートル以内の」に改め、同号に次のように加える。

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合

52,400円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
82,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
104,700円

カ 25,000平方メートルを超える場合 130,800円

別表第4備考中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 建築物省エネ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、必要があるため。

第137号議案

西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「安城市御幸本町12番1号」を「安城市御幸本町504番地1」に改める。

- (1) 安城市役所支所及び出張所設置条例（昭和30年条例第6号）第2条の表
- (2) 安城市図書館の設置及び管理に関する条例（昭和60年安城市条例第38号）第2条第2号
- (3) 安城市中心市街地拠点施設条例（平成28年安城市条例第27号）第2条第2号

附 則

この条例は、西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業により施設の位置の表示が変更されることに伴い、必要があるため。

第141号議案

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

令和元年12月2日提出

安城市長 神谷 学

記

1 公の施設

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例（平成5年安城市条例第32号）に規定する安城市虹の家

2 指定をする団体

社会福祉法人ぬくもり福祉会

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

－提案理由－

この案を提出したのは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、必要があるため。